平成２５年（フ）第２５号
山形県酒田市新井田町７番30号
債務者　五十嵐祐喜
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１４号
群馬県利根郡みなかみ町阿能川37番地３
債務者　須藤由華里
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
群馬県高崎市吉井町長根2337番地２
債務者　若林　香織（旧姓古市）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第９７号
群馬県安中市安中３丁目24番18号
債務者　稲場　米子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１０３号
群馬県安中市原市２丁目４番26号
債務者　上原　美穂（旧姓小井土）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１０４号
群馬県高崎市中尾町664番地７　メゾンアイリスＢ―202号
債務者　酒井　啓安
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１１０号
群馬県高崎市新町1770番地　笛木第１マンション305号
債務者　坂本　　斉（旧姓鷹觜・田中）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１１３号
群馬県高崎市根小屋町2113番地１
債務者　宮一　　勇
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２２７号
さいたま市中央区本町東７丁目９番２号
Ｓ．Ｓ．Ｓ与野寮
債務者　村上　武史
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
埼玉県幸手市大字上高野2755番地１―104号　チサンマンション幸手
債務者　稲毛田道代
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４５４号
さいたま市南区辻５丁目１番11号　ホワイトハイツ１・105号
債務者　浅野　広幸
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５１７号
さいたま市見沼区東大宮３丁目４番地１　大宮砂団地29号棟203号
債務者　高山　正美
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６１２号
埼玉県新座市大和田１丁目14番18号
債務者　石田　明美
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６２５号
埼玉県川口市大字安行領家118番地の１　ニューエルデム白石203
債務者　石垣　　努
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２８９号
埼玉県川越市大字古谷上5398番地１　コーポ中ノ島Ｂ棟103号室
債務者　佐藤　有太
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２９０号
埼玉県川越市大字古谷上5398番地１　コーポ中ノ島Ｂ棟103号室
債務者　佐藤　治美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３０２号
埼玉県狭山市大字水野479番地の20　ウエストヒルズ月見野204、前住所埼玉県狭山市狭山台４丁目34番地の20
債務者　丹澤　　広
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部